

(3) 会計参与制度の創設

主として中小企業の計算書類の正確性の向上等を図るため、任意設置の機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）が、取締役等と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を取締役等とは別に保管・開示する職務等を担うという、会計参与制度を創設しています。

(4) 会計監査人の任意設置の範囲の拡大

大会社以外の株式会社は、小会社であっても、定款で会計監査人の設置を定めることができるものとしています。

4 その他

(1) 新たな会社類型（合同会社）の創設

創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進等を図るため、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用されるという特徴を有する新たな会社類型（合同会社）を創設しています。

(2) 特別清算制度等の見直し

特別清算の制度について、協定の可決要件を緩和するなどその手続を迅速化・合理化するための見直しを行うとともに、会社の整理の制度を廃止しています。

主な改正点

内 容		現 行 制 度	新「会社法」
条文表記		カタカナ文語体	ひらがな口語体
設立できる会社		株式会社、有限会社、 合名会社、合資会社	株式会社、合名会社、合資 会社、合同会社（日本版 LLC）
最低資本金額		株式会社：1,000万円 有限会社：300万円	制限なし
同一市町村の類似商号		不可	可能（商標登録されている 者を除く）
発起設立時の払込金保管証明		必要	残高証明でも可
会社の機関設計		株式会社：株主総会＋ 取締役会＋監査役 有限会社：社員総会＋ 取締役会（＋監査役）	株式譲渡制限会社では、取 締役会の設置が任意 株主総会＋取締役会（最低 1名）も可
取締役・監査役の 人数・任期	取締役	株式会社：3人以上 任期2年 有限会社：1人以上 任期なし	3人以上、任期2年が原則 株式譲渡制限会社は1人以 上で任期は最長10年まで 延長可
	監査役	株式会社：1人以上 任期4年 有限会社：設置は任意、 設置した場合は任期なし	1人以上、任期4年が原則 株式譲渡制限会社は設置は 任意、近畿は最長10年ま で延長可
会計参与		規定なし	新設。全ての株式会社で 設置可能